

児玉広組小第 28 号
令和 6 年 5 月 31 日

本庄市長 吉田 信解 様

児玉郡市広域市町村圏組合
管理者 吉田 信解
(公 印 省 略)

資源ごみの分別区分の変更について (依頼)

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃より廃棄物行政の推進につきましては、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、資源ごみの分別区分につきましては、本庄市、美里町、神川町、上里町 (以下「構成市町」という。) 及び児玉郡市広域市町村圏組合を会員とする児玉郡市清掃行政研究会において、空き缶回収の郡市内統一化に向けた研究・調整が行われてきたところですが、この度、小山川クリーンセンターにおいて、回収品目の変更に伴う受入体制が整いましたので、ご連絡申し上げます。

つきましては、構成市町におかれましては、資源ごみの分別区分の変更につきまして、下記のとおりご対応いただきますようお願い申し上げます。

記

変更前		変更後 (令和 7 年 4 月 1 日～)	
飲料缶	スチール缶・アルミ缶 (リサイクルマークのあるもの)	<u>飲食料用缶</u>	スチール缶・アルミ缶、 <u>缶詰の缶 (ペット用を含む)、菓子缶等 (いずれもリサイクルマークのあるもの)</u> ※中身を空にして、軽く洗い流してください。 ※一斗缶、塗料缶は出せません。

【問い合わせ】

児玉郡市広域市町村圏組合
小山川クリーンセンター
T E L : 0495-22-8200

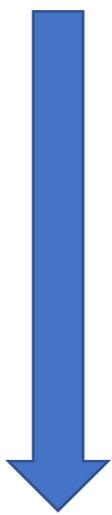
資源ごみ 分別の推移

	本庄地域	児玉地域
平成5年度～	4分別で回収 ①生きびん ②色別びん ③スチール飲料缶 ④アルミ飲料缶	
平成9年度～	5分別で回収 ⑤ペットボトル	
平成12年度～ (小山川クリーンセンター稼働)	分別の見直し(5分別) ①生きびん ②その他のびん ③飲料缶(アルミ及びスチール、 ボトルキャップを除く) ④その他の缶(ボトルキャップを含む) ⑤ペットボトル	回収開始(4分別) ①生きびん ②その他のびん ③飲料缶(アルミ及びスチール、 ボトルキャップを除く) ④ペットボトル
平成18年度～ (合併:H18.1.10)		

資源ごみ分別の見直しに関する意見(7件)

※令和6年5月 環境衛生推進委員415名を対象として意見を募集

【現在の分別区分】



分け方	主な品目(例)	出し方	回収容器
PET	①のマークのあるもの 飲料、酒類、しょう油等	キャップは外してください。 ラベルははがして「可燃ごみ」へ。	
缶類	アルミ・スチールのマークの付いた ボトル缶、飲料用缶	ボトル缶のキャップは 缶から外して「その他の缶」へ。	
その他	「飲料用缶」以外の缶 ・缶づめの缶 ・菓子缶 ・ボトル缶のキャップ 等	中身を完全に 出して、汚れているものは軽く洗って 「その他の缶」へ。	
びん類	ビールびん 一升びん 焼酎のびん	キャップは外して プラスチック製のキャップは「可燃ごみ」へ。	
その他	「生きびん」以外のびん ・ドレッシングのびん ・ジャムのびん ・ドリンク剤のびん 等	アルミ・スチール製の キャップは「その他の缶」へ。	

【分別区分の変更(案)】

分け方	主な品目(例)	出し方	回収容器
ペットボトル	変更なし		
飲料用缶	アルミ・スチールのマークの付いた ボトル缶 (キャップを含む)、飲料用缶、缶づめの缶 (ペット用を含む)、菓子缶等	中身を完全に 出して、汚れているものは軽く洗って から、青のエコバッグへ。	
注意点		・汚れのひどい缶、さびた缶は「不燃ごみ」へ。	
びん類	変更なし		

No.	意見	市の対応
1	<p>「資源ごみの分別の見直し」につきましては、見直しの英断を歓迎するとともに、分別ルールに対する住民の混乱も危惧される。</p> <p>まず、びん類は「変更なし」となっているが、アルミ・スチール製のフタは飲食料用缶へ、となるのが正しいのではないか。</p> <p>また、分別の変更が決定された際には、市において次のような作業をお願いしたい。</p> <p>①ごみの分け方・出し方パンフレットの全戸配布 ②市内すべての家庭ごみ・資源ごみ収集所に「イラスト入りのわかりやすい標示」を付けられるよう作成・配布</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・びんのフタも飲食料用缶に含まれることをパンフレット等に明記します。 ・分別見直し時にパンフレットを広報紙に折り込む予定です。 ・収集所の表示は、検討課題とします。
2	<p>基本的には賛成。栄養ドリンクのキャップも飲食料用缶として扱うのか、よく周知いただきたい。</p> <p>個人的な希望としては、収集方法は従前通りとし、環境衛生推進委員が帰る時にその他缶を飲料用缶に混ぜ込む方法が望ましい。初めから同じ容器に入ってしまうと、チェックが大変。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ボトル缶等のキャップも飲食料用缶に含まれることをパンフレット等に明記します。 ・児玉郡市で統一した分別区分となるよう、別々の容器とするのではなく、同じ容器での収集とします。
3	<p>アルミ・スチールは機械により分別されるので、問題無いと思われる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小山川クリーンセンターで機械によりアルミ・スチールを分別した後にプレスします。
4	<p>捨てる側からすれば分別が楽になるため、良いと思う。どちらかと言えばペットボトルのラベルはがしや生きびんの判断の方が手間と感じる。</p> <p>通知の新旧について、びん類は「変更なし」となっているが、アルミ・スチール製のフタは飲食料用缶へ、となるのが正しいのではないか。</p> <p>年配の方は、キャップよりもキャップ・フタの表記の方が分かりやすいと思う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・びん、缶のフタ、キャップも飲食料用缶に含まれることをパンフレット等に明記します。
5	<p>現在、分別は心掛けてはいるが、面倒ではある。細かく分別しないで良くなれば、面倒だと感じて居る方々が資源ごみで出してくれることが見込めるので回収量が増加するためとても良いと思う。周知方法は回覧板、ホームページ等、複数のツールで複数回周知することが良いと思う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・分別見直し時には、広報紙、ホームページ、ごみ分別アプリ等で周知に努めます。
6	<p>飲料用缶に比べ、その他缶は汚れが目立ち、土地提供者にも申し訳ない。良い取組なのは分かるが、衛生面からも現場負担が大きく、同時回収は難しいのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・汚れや臭いが悪影響を及ぼさぬよう、“排出前に水ですすぐ”ことについて、これまで以上に周知・啓発します。
7	<p>自治会での資源ごみ自体量も多く、また、マナー・ルール等を守らずに家庭ごみを持ち込む人がいるため、分別等で精一杯。机上で解決する問題ではなく、第2火曜AM6時30分から仕事してますので、現状を一度視察等来られてはと思う。</p> <p>そもそも「資源ごみ回収」ではなく「資源リサイクル回収」ではないか。名称変更も考えて欲しい。</p> <p>量的にもアルミ・スチールの印が無いものまで分別するのは無理なので、出来るだけ努力はしますが、分別は業者をお願いしたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ出しルールについて改めて周知していくとともに、名称変更についても検討します。(資源ごみ→資源物)

資源ごみの分別方法の変更について（案）

変更点① 名称の変更

資源ごみ ⇒ 資源物

資源ごみは再資源化可能なものでありながら、本庄市では「不燃ごみ」への混入が非常に目立っています。“ごみ”というイメージを払拭し、適切なリサイクルを推進するために名称を変更します。

変更点② 品目の変更

飲料用缶
その他の缶 ⇒ 飲食料用缶

変更前

変更後

		収集容器	収集容器
缶類	飲料用	 アルミ・スチールマークの付いた ボトル缶、飲料用缶 	青のエコバッグ 
	その他の缶	「飲料用缶」以外の缶 ・缶づめの缶 ・菓子缶 ・ボトル缶のキャップ 等 	オレンジコンテナ 
		飲料用缶	アルミ・スチールマークの付いた ボトル缶、飲料用缶、 缶づめの缶、菓子缶、 ボトル缶のキャップ びんのフタ 等 
			青のエコバッグに統一 

⚠️ 排出時の“3つのカクニ”

- 中身は空にし、必ず水ですすいでから出してください。
- キャップは外し、袋等から出して、回収容器に入れてください。
- アルミ・スチールのマークが無いものは「不燃ごみ」に出してください。

問い合わせ先：本庄市環境推進課 環境衛生係（0495-25-1172）



分別の変更に関する質問にお答えします！

1. なぜ、分別方法が変更になったのですか？

リサイクルの推進について調査・研究を重ねたところ、「飲料用缶」と「その他の缶」を同じ容器で収集しても、処理に支障がない新たなリサイクルルートが確認できたため、見直しを行いました。

2. なぜ、ボトル缶等のキャップを外す必要があるのですか？

キャップが閉まっている缶の中には、液体や他のごみ（たばこの吸い殻など）が入っている可能性があり、リサイクルの作業が中断することや、リサイクル品の品質にも影響があることなど、ごみ処理施設での作業に支障が出るからです。

「何も入っていない」ことが、ごみの収集時には判断できないため、たとえ何も入っていない缶でも、キャップは外してから出してください。

3. 缶切り式の缶詰の「フタ」も外す必要がありますか？

缶切り式の缶詰の「フタ」など、本体と完全に切り離すことが難しいものは、付けたまま「飲食料用缶」として出してください。

4. 菓子缶等、フタと本体の片方にしかアルミ・スチールマークが無い場合は？

原則、「飲食料用缶」に出せるものはアルミ・スチールマークが付いているものですが、菓子缶等には同一素材であってもフタ・本体の片方にのみマークが記載されている製品が見受けられます。

そのため、容器の片方にアルミ・スチールマークが記載されていて、もう一方が明らかに同一素材の場合は飲食料用缶として出してください。

5. 金属製のキャップに一部プラスチックが付いている場合は？

栄養ドリンクなど、キャップの裏側の一部分にプラスチックが付いている場合も、アルミ・スチール製のフタであれば「飲食料用缶」として出してください。